

公立大学法人大阪 各年度終了時における業務実績評価実施要領の変更  
(項目別評価の基準における 変更について)

- 変更箇所：参考資料1-1 公立大学法人大阪 各年度終了時における業務実績評価実施要領 P. 3 (2 評価方法(1) 項目別評価 イ 大項目評価)
- 変更理由：府市が共同設立している他の地方独立行政法人における大項目評価の文言と統一を図るため。

<変更前(現状の記載)>

- S 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある  
(評価委員会が特に認める場合)
- A 中期計画の達成に向けて順調に進捗している  
(すべてⅤ～Ⅲ)
- B 中期計画の達成に向けておおむね順調に進捗している  
(Ⅴ～Ⅲの割合が9割以上)
- C 中期計画の達成に向けてはやや遅れている  
(Ⅴ～Ⅲの割合が9割未満)
- D 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある  
(評価委員会が特に認める場合)

※ ( ) の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

※法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組を考慮する。



<変更後>

- S 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある  
(評価委員会が特に認める場合)
- A 中期計画の達成に向けて計画どおり進捗している  
(すべてⅤ～Ⅲ)
- B 中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進捗している  
(Ⅴ～Ⅲの割合が9割以上)
- C 中期計画の達成に向けてはやや遅れている  
(Ⅴ～Ⅲの割合が9割未満)
- D 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある  
(評価委員会が特に認める場合)

※ ( ) の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

※法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組を考慮する。